



非常用EVを使った避難！

—西日本防災システム


2015 01 07

火災時における**歩行困難者**の避難手段確保を目的に、**虎ノ門ヒルズ**において、**非常用エレベーター**を利用した避難計画の認定を取得し、運用を開始したようです。

これは、東京消防庁が2014年10月に運用を開始した「**高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策**」に基づくもので、超高層複合タワーでは全国で初めての認定取得のようです。今まで、火災時にエレベーターを利用した避難誘導は**禁止**されていましたが、2014年9月30日に発表された指針により、高層ビルや高層マンションで火災が発生した際、高齢者や障害者など**歩行困難者**に限り、一定条件のもとで非常用エレベーターによる避難が可能となりました。この運用には、管轄行政機関への届け出、標識の設置などを終えた後、認定に向けた検査を受けなければなりません。

ビルの高層化が進んでいる今、この避難方法が広がりますようお願いしております。

参考

高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対：



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 